

2025年度

経営戦略研究科

ビジネススクール(経営戦略専攻)

アカウンティングスクール(会計専門職専攻)

学生の手引き

～履修・諸手続の案内～

2. 会計専門職専攻

(1) カリキュラムポリシー

複雑化・多様化・国際化する経済環境のもと、企業や地方自治体における会計の専門的な担い手として、職業会計人が果たす役割と責任はますます増大しています。会計専門職専攻では、このような環境に対応できる高度な専門性、国際性と高い倫理観を持った職業会計人の育成を目指しています。

会計専門職専攻のカリキュラムは、広い分野について基本的な事項からより高度な知識と実務対応能力を身につけることができるよう、専門分野の広がりの観点から横糸として財務会計、管理会計、監査、経営・経済、企業法の分野別科目群を置き、これらに深度の観点から縦糸として、コア科目群、ベーシック科目群、アドバンスト科目群を置いて、全体として100を超える科目を配置しています。このように広がりと深みを持って体系的に配置された科目には、国際性と倫理観を涵養するための科目が含まれています。

多くの公認会計士や税理士などの職業会計人を輩出してきた関西学院大学の伝統と実績に基づき、また、スクールモットーである“Mastery for Service”（奉仕のための練達）のスピリットに則って、最高水準の会計教育を提供することが会計専門職専攻の使命と考えています。なお、会計専門職専攻が育成する職業会計人には、企業や官公庁において専門家として会計実務に携わる人たちをも包含しています。

(2) カリキュラム概要

会計専門職専攻のカリキュラムは、公認会計士試験制度によって要求される試験科目と国際会計士連盟（IFAC）の国際教育基準に則って科目を設定しています。

カリキュラムは、「コア科目群」、「ベーシック科目群」、「アドバンスト科目群」の3つの科目群から構成されています。各科目群の概要は次のとおりです。各科目の内容については、専門職大学院学則および「教育課程表」（巻末）、「シラバス」（<https://syllabus.kwansei.ac.jp>）を参照してください。

① コア科目群

コア科目群は、公認会計士等の職業会計人に求められる資質・能力を修得するために必要不可欠な基礎的知識を学ぶための、基本科目群です。

コア科目群のうち、「国際会計論」「会計倫理」（計4単位）は必修科目です。

※公認会計士試験の科目免除を受けようとする場合、選択必修の「簿記」「財務会計論」

「管理会計論」「原価計算論」「監査論」の単位を必ず修得しなければなりません（下記「4. 公認会計士試験の短答式試験科目の一部免除」を参照）。

② ベーシック科目群

ベーシック科目群は、コア科目を修得した後、アドバンスト科目を学ぶための基礎となる科目であり、会計を学習する上で基幹となる科目群です。

③ アドバンスト科目群

アドバンスト科目群は、コア科目とベーシック科目を学習した後、会計の学習を展開・発展させる科目群です。

(3) 修了要件

① 必要修得単位数

会計専門職専攻における修了に必要な単位数は48単位です。詳細は巻末の教育課程表を参照してください。なお、教育課程表は入学年度により内容が異なりますので注意してください。

注1. 冬季集中期間（後半）に実施する授業科目的単位については、当該年度3月修了見込み者は、修了必要単位数に含めることができません。

注2. リカレントコースは財務会計事例研究、公会計事例研究、管理会計事例研究、監査事例研究、租税法事例研究、会社法事例研究のうちいずれか1科目は選択必修となっています。

② 在学年数

標準修業年限は2年です。

(4) 公認会計士試験の短答式試験科目の一部免除

公認会計士試験制度では、社会人を含めた多様な人々が受験しやすい制度にするとの観点から、一定の要件を満たした場合に試験科目の一部を免除する制度があります。

会計専門職専攻において、一定の分野において定められた単位を修得した上で修了し、会計修士（専門職）の学位を取得すれば、短答式試験のうち「財務会計論」、「管理会計論」、「監査論」の3科目が免除されます。免除を受けるためには本人の申請が必要です。

免除の可否については、公認会計士・監査審査会が行います。公認会計士試験の詳細は、公認会計士・監査審査会の「公認会計士試験受験案内」を参照してください。（<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/>）

① 短答式試験科目の一部免除の要件

- イ) 短答式試験科目の一部免除の申請のためには、「簿記」「財務会計論」「管理会計論」「原価計算論」「監査論」を修得することが必要です。
- ロ) 本研究科カリキュラムのうち、財務会計分野10単位以上、管理会計分野6単位以上、監査分野6単位以上、かつ、財務会計分野、管理会計分野、監査分野で合計28単位以上が必要です。
財務会計、管理会計、監査以外の分野の科目は算入されませんのでご注意ください。
- ハ) 以下の科目は、修了に必要な単位数には算入されますが、公認会計士試験の一部免除申請に必要な修得単位数（上記イ）には含まれませんのでご注意ください。
「簿記原理」「会計学原理」「財務会計論文指導Ⅰ」「財務会計論文指導Ⅱ」「財務会計論文指導Ⅲ」「財務会計論文指導Ⅳ」「財務会計特別講義A」「財務会計特別講義B」「管理会計特別講義A」「管理会計特別講義B」「監査特別講義A」「監査特別講義B」

② 履修上の注意

- イ) 免除を受けるためには、必要単位を修得した上で修了しなければなりません。必要単位を修得しないまま修了し、修了後に科目等履修によって必要単位を満たすことはできません。在学期間中に必要単位を修得できるように、予め余裕をもった履修計画を立ててください。
- ロ) 免除申請の時点で、上記①イ) 「簿記」「財務会計論」「管理会計論」「原価計算論」「監査論」および①ロ) 分野の科目が修得見込であることが必要です。年度によって、免除申請期限や成績発表日が異なる場合がありますが、当該科目の推奨修得期限については、次のとおりとします。申請期限間際の最終学期に履修中であることをもって「修了・修得見込証明書」を発行することができますが、確実に免除申請が受理されるためにも下記期限を意識した履修計画を立ててください。

☞ 3月修了の人が、修了直後の5月の短答式試験で一部科目免除を受ける場合
・・・第3クオーターまでに上記5科目を修得済みであることが望ましい

☞ 9月修了の人が、修了直後の12月の短答式試験で一部科目免除を受ける場合
・・・第1クオーターまでに上記5科目を修得済みであることが望ましい

修了直後の短答式試験で一部科目免除を受けない場合は、修了までに上記①イ) ロ) の要件を満たせばよく、この場合、3月修了の人は12月の短答式試験から、9月修了の人は翌年5月の短答式試験から、それぞれ一部科目免除の申請が可能です。

- ハ) 免除に必要な単位数については、認定の審査が確実である本研究科開講の授業科目（入学前に本研究科で科目等履修により修得した科目を含む）の単位を修得するよう、留意してください。他大学院科目を単位認定した科目の成績は、公認会計士・監査審査会の免除審査時に、必要な科目の単位として認定されない場合があります。
※免除申請手続の概要については、3月修了見込者が5月の短答式試験を受ける場合は1月中旬頃、9月修了見込者が12月の短答式試験を受ける場合は8月上旬頃に、kwicにてお知らせします。

(5) 実務補習単位の減免の対象となる科目

1) 実務補習単位減免

本制度は、会計専門職大学院で履修した科目が実務補習単位減免の対象となっている場合、対応する実務補習において実施すべき内容を履修しているものとして、実務補習の修了に必要な単位を減免することができる制度となります（※）。1科目の履修に対して、実務補習において実施している1科目の受講完了により付与される基本単位である「3単位」が減免されます。

※本制度はシラバス共有化の単位減免制度への移行期間として 2027 年期までの運用を予定しており、
2028 年期以降は廃止される予定です。

(減免される単位の上限について)

実務補習単位減免申請の承認により減免される実務補習の修了に必要な単位は、実務補習規程第 10 条第 1 項第一号に規定される「実務に関する講義及び実地演習」の単位である「270 単位」のうち、各学年で取得が求められている最低単位の合計である「240 単位」を除いた「30 単位」までが全体の上限となり、また、「実務補習において実施すべき内容(教科分類)」ごとに減免される単位の上限は以下のとおりです。

●「実務補習において実施すべき内容(教科分類)」別減免単位上限

監査	会計	税	経営	コンピュータ	法規・職業倫理
12 単位まで	18 単位まで	6 単位まで	6 単位まで	6 単位まで	12 単位まで
全体で「30 単位まで」 ※各教科分類を合計した数ではないことに注意					

本学の 2024 年度(令和 6 年度)開講科目のうち、申請可能な科目は次のとおりです。

対象年度	実務補習において実施すべき内容	本学開講・申請可能科目名
2024 年度 (令和 6 年度)	監査	監査制度論 国際監査論
	会計	公会計論 非営利法人会計論 会計制度論 国際会計論
	経営	財務分析 経営学 経営管理論 コーポレート・ガバナンス ファイナンス
	税務	租税法基礎 所得税法・消費税法
	法規・職業倫理・他	経済学
	コンピュータに関する理論及び実務	IT 基礎 IT 統制

※過年度開講科目との対応関係については、一般財団法人会計教育研修機構の HP より確認してください。

実務補習単位の減免申請要領について:<https://jfael.or.jp/institution/information/exemption>

2)会計大学院協会連携講座単位減免制度

2021 年 4 月 1 日の実務補習規程の変更により、会計専門職大学院において、実務補習で実施する会計大学院協会連携講座の対象科目と同一教材に基づく講義を履修した場合に、対応する実務補習の科目を履修したものとみなす会計大学院協会連携講座単位数減免制度が設けられています。

本学の 2024 年度(令和 6 年度)開講科目のうち、申請可能な科目は次のとおりです。

対象年度	実務補習における実施科目			本学開講・申請可能科目名
	教科	科目コード	科目名	
2024 年度 (令和 6 年度)	特別講義	204	連結会計	連結財務諸表論
		205	管理会計総論	管理会計論

※過年度開講科目との対応関係については、一般財団法人会計教育研修機構の HP より確認してください。

会計大学院協会連携講座の単位減免申請:<https://jfael.or.jp/institution/information/kaikeidaigakuin>

3)シラバス共有化の単位減免申請

会計専門職大学院と実務補習書のシラバスを共有化し、双方で同等程度の講義を提供する科目について単位を減免することができる制度が 2023 年度より設定されました。

本学の 2024 年度(令和 6 年度)開講科目のうち、申請可能な科目は次のとおりです。

対象年度	分野	実務補習における実施科目		本学開講 申請可能科目名
		科目コード	科目名	
2024 年度 (令和 6 年度)	監査事例研究	監査 232	財務諸表監査における不正	監査事例研究
		監査 233	不正事例研究	
		特別 108	会計不正事例演習(セミナー)	
IFRS		会計 431	国際財務報告基準の概要	国際会計基準論 A および 国際会計基準論 B
		会計 431	国際財務報告基準 (概念フレームワークと IFRS 会計基準の解説)	
		会計 402	国際財務報告基準 (有形固定資産・無形資産・リース等)	
		会計 402	国際財務報告基準 (棚卸資産・減損会計・引当金・法人所得税)	
		会計 402	国際財務報告基準(連結・持分法)	
		会計 402	国際財務報告基準 (企業結合・従業員給付等)	
		会計 402	国際財務報告基準(金融商品)	
		会計 402	国際財務報告基準(開示)	

※過年度開講科目との対応関係については、一般財団法人会計教育研修機構の HP より確認してください。

シラバス共有化の単位減免申請: https://jfael.or.jp/institution/syllabus_sharing

(6) 専門職学位申請論文

専門職学位申請論文を提出するためには財務会計論文指導I～IVを修得する必要があります。

財務会計論文指導Iは入学試験合格発表時に履修を許可された者のみが履修可能です。

財務会計論文指導IVを履修し、提出する学位論文の作成要領は次のとおりです。

詳細は指導教員の指示に従ってください。

- イ) 使用言語は日本語とする。
- ロ) 用紙はA4サイズ、原則としてワープロ原稿とし、学位論文3部、概要書3部を提出する。なお、論文には必ず表紙を付けること。
- ハ) 提出期限は、毎年1月16日とする。

また、財務会計論文指導IVを履修した場合、専門職学位申請論文の審査及び最終試験に合格することが修了要件に追加されます(p. 65、学則第23条参照)。

専門職学位申請論文の審査基準は次のとおりです。

1. テーマ、研究方法の選択が、先行研究を踏まえている。
2. テーマ、研究方法に従ってデータ・研究資料を的確に収集・処理している。
3. データ・研究資料の読解が正確であり、分析・解釈が的確である。
4. 知見や着眼点および分析の切り口が明確である。
5. 論理的に一貫しており、表現力が高く、統一感がある。
6. 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っている。